

# I. インド

## <要約>

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会構造               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総人口：13億 5,177万人（2019年、IMF推計）</li> </ul> </li> <li>○ 経済環境               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人当たり GDP：2,172ドル（2019年、IMF推計）</li> <li>・ 実質 GDP 成長率：6.1%（2019年、IMF推計）</li> <li>・ 1ドル=71.27ルピー/1ルピー=1.54円(2019/12/31)</li> </ul> </li> </ul>	
2. 金融制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行等の業態分類（機関数、総資産）（2019年3月末）<sup>1</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>【指定商業銀行】（根拠法はいずれも1949年銀行規制法）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的銀行部門—ステイト銀行グループ（1、36.8兆ルピー）</li> <li>・ 公的銀行部門—国有銀行（19、64.8兆ルピー）</li> <li>・ 民間銀行部門—民間銀行（22、53.0兆ルピー）</li> <li>・ 民間銀行部門—外国銀行（45、10.6兆ルピー）</li> </ul> </li> <li>【その他銀行部門】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域銀行（3、93億ルピー、1949年銀行規制法）</li> <li>・ 地域農村銀行（45、5.6兆ルピー、1949年銀行規制法/1976年地域農村銀行法）</li> <li>・ 協同組合信用機関（都市協同組合銀行 1,544、6.0兆ルピー、農村協同組合信用機関 96,248、10.6兆ルピー、1949年銀行規制法/各州協同組合法）</li> </ul> </li> <li>【ノンバンク金融機関】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノンバンク（9,642、22.8兆ルピー<sup>2</sup>、会社法）</li> <li>・ 全インド金融機関（4、8.3兆ルピー<sup>3</sup>、個別法）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 監督官庁：インド準備銀行（RBI）</li> <li>○ 預金保険制度：あり（元利合計10万ルピー上限）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府が株式の一部を保有している公的銀行部門のプレゼンスが高い。</li> <li>○ 特に公的銀行部門のステイト銀行グループに属するインドステイト銀行（SBI）が、銀行単体では最大（総資産36.8兆ルピー）（2019年3月末）。SBIは2017年に新たに関連銀行5行を合併した。</li> <li>○ 民間銀行ではHDFC銀行が最大手（総資産12.4兆ルピー）。</li> <li>○ 2000年代から政府が銀行を通じた金融包摂政策に注力している。</li> <li>○ 預金保険制度は1961年という、世界的にも早い時期に創設された。預金を受け入れる機関であっても、ノンバンクは保証対象外である。</li> </ul>

<sup>1</sup> 農村協同組合信用機関とノンバンクのデータは2017年3月末

<sup>2</sup> 預金受入型、及びシステム上重要な非預金受入型ノンバンクの計数

<sup>3</sup> 4行合計

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3. 郵便貯金の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務省が通信省の郵便総局に対して、金融サービスの提供を委託。</li> <li>・ 通信・情報技術省は郵便局を運営するインドア・ポストの郵便局網を通じて金融サービスを提供（郵便貯金銀行）。</li> </ul> </li> <li>○ サービス提供形態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便局は全国に <b>156,600</b> 局（<b>2019</b> 年 <b>3</b> 月末）あり、うち <b>90.0%</b> が地方部に存在する。</li> </ul> </li> <li>○ 顧客基盤 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱貯蓄商品の口座数は約 <b>4</b> 億口座。</li> <li>・ 銀行窓口の少ない地方部の金融サービス窓口として重要な役割を果たす。</li> </ul> </li> <li>○ 主な商品 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務省による少額貯蓄制度の主実施機関として、個人向け預金、送金・決済、生命保険・ファンド販売、年金口座開設・掛金支払等様々な商品・サービスを提供。貸付業務は行わない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵便貯金銀行は <b>1873</b> 年政府貯蓄銀行法を根拠法として設立された。銀行免許を持たず、<b>RBI</b> からの監督も受けない。</li> <li>○ インドア・ポストはインドで最大規模のネットワークを持つ機関で、<b>156,600</b> 局で <b>41.8</b> 万人を雇用する。</li> <li>○ 郵便貯金銀行の預金残高は <b>9.1</b> 兆ルピー（<b>2019</b> 年 <b>3</b> 月末）で、大手商業銀行に匹敵する。</li> <li>○ 預金利子率は一般の商業銀行と比べて有利に設定されていたが、これに対して商業銀行から反発があり、利子率が引き下げられた。貯蓄口座の年利は <b>4.0%</b> で、他行と同水準。</li> <li>○ <b>2015</b> 年、女兒向けの教育・結婚資金の積立口座の取扱を開始。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の寄与</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人金融資産 【預金残高】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定商業銀行：<b>74.1</b> 兆ルピー<sup>4</sup>（<b>2018</b> 年 <b>3</b> 月末）</li> <li>・ 郵便貯金銀行：<b>7.2</b> 兆ルピー（<b>2018</b> 年 <b>3</b> 月末）</li> <li>・ 地域農村銀行：<b>4.2</b> 兆ルピー（<b>2019</b> 年 <b>3</b> 月末）</li> <li>・ 農村協同組合信用機関：<b>5.7</b> 兆ルピー（<b>2017</b> 年 <b>3</b> 月末）</li> </ul> </li> <li>○ 家計金融資産の純増 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総額：<b>18.8</b> 兆ルピー（<b>2018</b> 年 <b>3</b> 月末）</li> <li>・ 内訳：現預金・生命保険 <b>84.4%</b>、退職基金・年金準備金 <b>19.3%</b></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 郵便貯金銀行以外の預金受入機関として、指定商業銀行、地域農村銀行、協同組合信用機関の存在感も大きい。</li> <li>○ 指定商業銀行の貯蓄口座の預金残高はほぼ毎年 <b>10%</b> 以上増加している。</li> <li>○ 家計の金融資産は <b>2010</b> 年以降、ほぼ毎年 <b>10</b> 兆ルピー程度純増している。株式等の有価証券の占める割合は小さい</li> </ul>

4 家計部門からの預金のみ

- マイクロファイナンス等
  - ・ 2014年8月から、Jan-Dhan Yojana (JDY) と呼ばれる金融包摂政策が開始された。簡易な手続により貯蓄用の口座を開設し、同時に生保・損保、当座貸越等の金融サービスが利用可能である。
- 新銀行の設立
  - ・ 政府は2013年に新規業態の銀行への参入ガイドラインを発表し、2015年に郵便総局を含む11機関に「支払銀行」、10機関に「小型銀行」の仮免許をそれぞれ交付した。内、「支払銀行」は7機関、「小型銀行」は全10機関が営業を開始している(2019年12月時点)。
- 金融関連法案
  - ・ ブラックマネー対策、租税回避対策等に関連した法整備、国際協力が進んでいる。
- 不良債権問題
  - ・ 2012年頃から銀行の不良債権が増え始めた。
  - ・ 不良債権を処理するため、①銀行資産の精査、②処理の法的枠組みとしての破産法改正、③公的資本注入が行われている。不良債権比率は2019年3月までにピークを越えたように見えるが、依然としてその水準は高く、根治にはなお年単位の時間を要するといわれている。
  - ・ 銀行が不良債権の処理を進めている間は、リテール部門を含めた新規貸出が滞る恐れがあることには注意を要する。
  - ・ 2018年8月には、ノンバンク大手のデフォルトをきっかけに、ノンバンク業界全体に対する信用不安も生じ、資金調達に窮した同業界による自動車ローン等の貸し出しが縮小する問題が発生している。
- フィンテック、キャッシュレス化、モバイル決済
  - ・ リテール決済のうち、電子決済のシェアは2011年度の17%から2017年度は68%に急増した。
  - ・ リテール決済が変化している背景には、政府によ
- PMJDYにより開設された口座数は3.8億口座、預金残高は10,790.4億ルピーに達した(2019年12月)。
- 背景には金融包摂を進捗させたいという政府の意向がある。
- 支払銀行の予備免許交付機関のうち、予備免許を返上した機関は4つ。(2019年12月時点)。また、営業を開始した支払銀行の中には、運用規制や、貸付業務をできない規制を理由に、営業停止や小型銀行への業態変更を決定ないし検討しているものがある。
- ブラックマネー対策として、政府は2016年11月に高額紙幣の廃止を発表した。新紙幣との交換のため銀行への預金が急増した。
- 不良債権の大部分は、国有銀行部門が抱えている。
- UPIの特徴は、オープンなインターフェースであるため参加銀行は独自にスマートフォン用のUPIアプリケーションを開発して利用者にサービスを提供できること、国が開発したため取引に係る手数料は限り

る環境整備がある。2016年、インド決済公社はスマートフォンを利用して銀行口座間の即時送金を行う統一決済インターフェース（UPI）を開発した。UPIを通じた決済は急成長しており、その金額ベースの規模は2017年度に前年比+1,481%だった。

○ 郵便貯金の動向

- 郵便貯金銀行は新基幹ITシステム（CBS）の導入を進めており、各局の新システムへの接続が進捗している。
- 2015年9月、政府は郵便総局に対して新銀行「インドディア・ポスト支払銀行」（IPPB）の仮免許を交付した。
- IPPBは2017年1月20日にRBIから免許を取得し、同月末から地域限定で営業を開始した。
- 2018年9月1日、IPPBは正式に業務を開始した。650の支店と、3,250のATMでの開業となった。

なくゼロに近いことである。

- IPPBでは3種類の預金口座、送金、決済などの金融サービスを提供する。しかし、運用規制や、貸付業務をできない規制を理由に、小型銀行への業態転換に関心を示している。